



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ  
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也  
(コード番号 5237 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役管理本部副本部長  
西岡 誠司  
(TEL 078-333-4111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 155 回定時株主総会に議案として付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 25 条（取締役の責任免除）及び第 32 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 25 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

- |                     |                  |      |
|---------------------|------------------|------|
| ① 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日 | (予定) |
| ② 定款変更の効力発生日        | 平成 27 年 6 月 26 日 | (予定) |

以 上

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、取締役会 第18条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役、監査役会 第25条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第36条 (条文省略)</p> <p>以 上</p>	<p>第4章 取締役、取締役会 第18条～第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役、監査役会 第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条～第38条 (現行どおり)</p> <p>以 上</p>

以 上